

技術提案書評価基準

[岩手県庁内向け AI チャットボット導入業務]

令和3年10月

岩手県

評価方法及び委託候補者決定方法は次のとおりとする。

1 選定委員会

本業務の委託候補者の決定に関する事項は、「岩手県庁内向け AI チャットボット導入業務に係る技術的審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

2 評価方法

(1) 評価の配点

評価にあたっては、1,320 点の範囲内で採点を行い、技術評価による得点（以下「技術点」という。）と価格評価による得点（以下「価格点」という。）に区分し、配分を 3 : 1 とする。

$$\text{総合評価点 (1,320 点)} = \text{技術点 (990 点)} + \text{価格点 (330 点)}$$

(2) 技術評価の方法

技術点は、必須項目を満たした場合に与えられる「基礎点」と、各々の加算点項目を満たした場合に与えられる「加算点」の合計とする。配点は次のとおりとする。

$$\text{技術点 (990 点)} = \text{基礎点 (30 点)} + \text{加算点 (960 点)}$$

各項目の評価は、委員会が「技術提案書評価表」（様式第 1 号）（以下「評価表」という。）に基づき行う。

ア 基礎点

委員会が全ての必須項目について仕様を満たすと判断した場合、基礎点 30 点を付与する。

評価の結果、どれか一つでも満たされていないと判断した場合には、不合格とする。

なお、評価表項番 4、10 及び 12 の評価にあたっては、「機能要件適合表」（技術提案書作成要領様式第 1 号）の全ての項目が、次の(ア)(イ)のいずれかを満たしている場合に合格とする。

(ア) 「回答」欄が「○」となっていること。

(イ) 「回答」欄が「△」となっており、委員会による代替案審査の結果、合格と判断されたこと。

イ 加算点

委員会の各委員が評価表に基づき加算点項目の評価を行い、加算すべきと判断されたものに対して以下の表に基づき点数化する。

各項目の点数は、委員会の各委員による当該項目の点数の総和を委員数で除して、小数点以下第 5 位を切り捨てた値とする。

各項目の点数の総和を、加算点とする。

① 評価基準

評価	評価基準
3	提案内容が特に優れている。
2	提案内容が優れている。
1	提案内容がやや優れている。
0	普通

② 配点表

評価	最大加算点			
	30点	60点	90点	120点
3	30	60	90	120
2	20	40	60	80
1	10	20	30	40
0	0	0	0	0

(3) 価格評価の方法

価格点は、参考見積書の見積価格を予算額で除して小数点以下第5位を切り捨てて得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。なお、予算額は実施要領で確認のこと。

$$\text{価格点} = \{1 - (\text{見積価格} \div \text{予算額})\} \times 330 \text{ 点}$$

(4) 不合格の扱い

- ア (2)－「ア 基礎点」で不合格とした者の加算点項目の評価は行わない。
- イ (2)－「ア 基礎点」で不合格とした者の見積書は開札しない。また、価格評価は行わない。

3 委託候補者決定方法

- (1) 見積価格が予算額の範囲内であり、かつ、総合評価点が最も高い者を契約候補者とする。
- (2) 委託候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより委託候補者を決定するものとする。

(様式第1号)

技術提案書評価表

※「章・項」欄は調達仕様書の章・項を指している。

項番	章	項	評価区分	内容	配点
1			加	AIチャットボットサービスの構築、QAデータの作成及びシステム登録、管理者向けの操作研修、操作マニュアルの作成のほか、令和4年度からのAIチャットボットの利用に係る運用等に係る業務までの一連の手順及び各手順における重要ポイント、1年間のランニングコストが明示されている。	120
2	2	2	加	本格導入時に展開するにあたっての必要条件や業務適性について、適用業務面、システム面、運用体制面、職員に対する普及啓発その他必要な観点から、現時点における考え方が明示されている。	120
3			加	上記のほか、AIチャットボットの導入により職員の業務効率向上に貢献できる点や利活用促進につながる提案等がされている。	120
4			加	(1 AIチャットボットの要件) 「(1) 基本要件」に掲げる仕様を満たしている。	90
5			加	「(2) 機能要件」に掲げる仕様のうち、「ア 問合せ対応機能」に掲げる仕様を満たしている。	90
6		1	加	「(2) 機能要件」に掲げる仕様のうち、「イ QAデータ管理機能」に掲げる仕様を満たしている。	120
7	3		加	「(2) 機能要件」に掲げる仕様のうち、「ウ 利用状況確認機能」に掲げる仕様を満たしている。	60
8			加	「(2) 機能要件」に掲げる仕様のうち、「エ 他サイト連携機能」に掲げる仕様を満たしている。	30
9		2	加	(2 QAデータの作成及びシステム登録要件) QAデータの作成及びシステム登録について、具体的かつ優れた提案がある。	90
10	4	1	加	AIチャットボット操作研修について、操作マニュアルの作成、操作研修等、教育に関する具体的かつ優れた提案がある。	30
11	5	1	加	プロジェクトを完遂するための十分な体制を敷くことができる。	30
12			必	プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立している。	-
13	6	6	必	ISO/IEC27001又はJIS Q 27001に基づく認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立している。	-
14			必	ISO9001の認証を取得、又は、同等の品質管理体制を確立している。	-
15	参考		加	サポートデスクの設置、障害対応、QAデータの調整等について具体的かつ優れた提案がある。	60